

## 地域密着型サービスの介護給付費算定に係る体制等チェックリスト（隠岐広域連合作成）

### ■小規模多機能【看護職員配置】

No	チェック項目	根拠条文	判定
1	・加算（Ⅰ）の場合 小規模多機能型居宅介護従業者の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置しているか。（参考様式1で確認すること）	施設基準24 （H12告示 26） P444	
2	・加算（Ⅱ）の場合 小規模多機能型居宅介護従業者の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置しているか。（参考様式1で確認すること）	施設基準24 （H12告示 26） P444	

通＝指定地域密着型サービスに要する費用の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
（平成18年3月31日付け老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

## 地域密着型サービスの介護給付費算定に係る体制等チェックリスト（隠岐広域連合作成）

### ■小規模多機能【サービス提供体制強化加算】

No	チェック項目	根拠条文	判定
1	・共通 すべての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定しているか（研修計画等で確認）	通第一の4の(5) P165,320,325	
2	・共通 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的（概ね一月に一回）に開催しているか。（研修計画等で確認）	通第一の4の(5) P165,320,325	
3	・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 当該事業所の介護職員の総数（看護師、准看護師は除く）のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 ※職員の割合の算出については3月を除く前年度の平均を用いなければならない（但し前年度の実績が6ヶ月未満の場合のみ届出の前3ヶ月）	通第一の4の(5) P165,320,325	
4	・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 当該事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員（パート可）の占める割合が100分の60以上であること。 ※職員の割合の算出についてはチェック3と同様	通第一の4の(5) P165,320,324,325	
5	・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 当該事業所の看護・介護職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上 ※職員の割合の算出についてはチェック3と同様 ※勤続年数の算定には同一法人であれば他の介護サービス事業所等の勤続年数を含めることができる。	通第一の4の(5) P165,320,324,325	

### 参考内容

- ・従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。
- ・「利用者に関する情報や留意事項の伝達又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。  
会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報や留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。
- ・利用者のADLや意欲、・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望、・家族を含む環境、・その他サービス提供に当たって必要な事項
- ① 職員の割合の算出に当たっては、「常勤換算方法（注：付表参照）」により算出した前年度（三月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、平成二十一年度の一年間においてはすべての事業所について、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。
- なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。
- ② 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。
- ③ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。
- ④ なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては、入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。